

図書館によるデジタル貸出に関する VOB 事件 CJEU 判決の概要

Summary of the CJEU Judgment in the VOB Case on Digital Lending by Libraries

鈴木 康平*

SUZUKI Kohei

抄録

本稿は、書籍のデジタルコピーを「1部1ユーザ」に図書館が貸し出すというデジタル貸出モデルが、EUの貸与権指令における「貸出」に該当するのかが争われたVOB事件についての欧州司法裁判所(CJEU)による判決の概要を紹介するものである。CJEUのSzpunar法務官は、科学と文化へのアクセスという公共利益となるだけでなく、デジタル貸出が公貸権の対象となることで著作者の利益にもなることなどを述べ、貸与権指令における貸出には、デジタル貸出が含まれると解釈されるべきであるとの法務官意見を判決前に示した。そして、CJEUは、条約における概念との比較検討や立法経緯の検討から、印刷物の貸出と本質的に同様の性質を有する場合には、貸与権指令における「貸出」となり得るとして、貸出期限後に利用できず、かつ、コピーができないような技術的保護手段を施した「1部1ユーザ」のデジタル貸出は、貸与権指令における「貸出」に含まれる旨判示した。VOB事件CJEU判決は、公貸権制度が導入されていない日本法にそのまま当てはめることはできないが、今後日本でもデジタル貸出の具体的な制度を検討するうえで、重要な示唆を与えるものになると考えられる。

キーワード：著作権、EU、図書館、貸出権、デジタル貸出

Keywords： Copyright, EU, Library, Lending Right, Digital Lending

* 中央大学 ELSI センター客員研究員/株式会社情報通信総合研究所主任研究員
k.suzuki@icr.co.jp

1. はじめに

本稿では、書籍のデジタルコピーを「1部1ユーザ」に図書館が貸し出すというデジタル貸出モデルが、EUの貸与権指令¹における「貸出」に該当するのか、すなわち、図書館による物理的書籍の貸出とデジタルコピーの貸出とが貸与権指令上で同等であるのかが争われた「VOB事件」の欧州司法裁判所（CJEU）による判決²の概要をまとめる³。

本判決は、約7年前のものになるが、管見の限り、本判決を詳細に紹介する日本語文献は見当たらない⁴。また、2023年3月24日に米国において、書籍のデジタル化貸出のフェア・ユース該当性が争われた事件の略式判決⁵が出されたところ、仮に日本でのデジタル貸出を検討する場合には、米国とは制度が異なるEUにおける本判決も、比較対象として参考になると考えられる。そのため、本稿で紹介することとしたい。

1.1. 貸出権指令における「貸与」と「貸出」

VOB事件CJEU判決を理解するための前提知識として、貸与権指令では、「貸与」(rental)と「貸出」(lending)とが区別されている。貸与は、「直接または間接の経済的または商業的利益を目的として、限られた期間使用に供すること」、貸出は、「公衆が利用できる施設を通じて、直接または間接の経済的または商業的利益を目的とせず、限られた期間使用に供すること」と定義されており（貸与権指令2条1項(a)及び(b)）、著作者等は、貸与および貸出に関する排他的権利を有している（同3条1項）。また、「公貸」(public lending)につ

¹ Directive 2006/115/EC of the European Parliament and of the Council of 12 December 2006 on rental right and lending right and on certain rights related to copyright in the field of intellectual property (codified version) [2006] OJ L 376/28.

貸与権指令の日本語訳は、榎野睦子「外国著作権法令集（58）－EU指令編－：貸与権指令」著作権情報センター（2021年）によった。

² C-174/15 *Vereniging Openbare Bibliotheken v Stichting Leenrecht* [2016] ECLI:EU:C:2016:856.

³ 本稿は、筆者の博士論文（鈴木康平「アウト・オブ・コマース著作物の制度と理論：図書館資料のデジタル化とオンラインアクセス」博士学位論文（筑波大学）（2023年））の一部（同4-5頁、142-150頁）を基にして、構成し直したものである。

⁴ VOB事件CJEU判決の概要を日本語で紹介するものとして、ベンジャミン・ホワイト（井上靖代訳）「欧州の図書館と電子書籍：従来の公共図書館よ、安らかに眠れ？」カレントアウェアネス344号21頁以下（2020年）、作花文雄『詳解 著作権法（第6版）』787-788頁（ぎょうせい、2022年）。

⁵ *Hachette Book Group, Inc. v. Internet Archive*, No. 20 Cvi. 4160 (S.D.N.Y. Mar. 24, 2023).

いては、著作者が報酬を得る限り、貸出権の適用を制限する規定を加盟国は設けることができると貸与権指令は定めている（同6条1項）。

ごく簡単にまとめると、貸与は商業目的のもの、貸出は非商業目的のものと区別できる。VOB 事件で問題となったのは、非商業目的の貸出である。

1.2. 事件の概要

オランダの公共図書館は、物理的な形式で書籍を貸出し、貸出権に基づく報酬を、法務大臣により指定された集中管理団体である Stichting Leenrecht に支払っている。オランダにおける貸出に対する報酬額は、法務大臣により指定された Stichting Onderhandeligen Leenvergoedingen (StOL) により設定されるが、StOL は、2010 年 3 月に、電子書籍のデジタル貸出がオランダ著作権法における公貸権⁶に関する規定の範囲外であると決定した。加えて、オランダ教育・文化・科学省の委託により、アムステルダム大学情報法研究所とコンサルタント会社 SEO が実施した調査においても、同様の結論の報告書が作成された⁷。

報告書に基づき、オランダ政府は、電子書籍のデジタル貸出のための国立デジタル図書館の創設に係る法案を提案したところ、オランダのすべての公共図書館を代表する組織であるオランダ図書館協会 (VOB) が法案に異議を唱え、訴訟を提起した。VOB の主張は、現行のオランダ著作権法は既にデジタル貸出をその射程に含んでいる、というものである。

ハーグ地方裁判所は、その判断にあたって、貸与権指令における「貸出」にデジタル貸出を含むのか等について、CJEU による先決判決⁸を求めた⁹。

CJEU に付託された先決問題は、次のとおりである¹⁰。

質問 1：貸与権指令における「貸出」には、「利用者がダウンロードする際に作成されたコピー（複製物 B）は一定期間経過後に使用できなくなるような方法」かつ「他の利

⁶ EU には、図書館における資料の貸出に対して著作者が報酬を受ける、「公貸権」と呼ばれる制度がある。公貸権の詳細は、稲垣行子『公立図書館の無料原則と公貸権制度』325-388 頁（第IV部第2章「損失部分への補填：公貸権制度という調整方法」）（日本評論社、2016 年）を参照。

⁷ VOB (n 2) paras 17-22.

⁸ EU 機能条約 267 条に定められたものであり、条約の解釈や EU の諸機関の行為の効力又は解釈に関する問題が EU 加盟国の裁判所で提起された場合、当該裁判所は、その問題を判断するために必要であるとみなすときに、CJEU に対してその問題についての判決（先決判決）を求めることができる。先決判決により、EU 全体で EU 法の統一的解釈が示される。庄司克宏『はじめての EU 法』320 頁（有斐閣、2015 年）参照。

⁹ VOB (n 2) paras 23-26.

¹⁰ VOB (n 2) para 26.

用者が当該期間中に自身のコンピュータにコピー（複製物 A）をダウンロードできないようにする方法」により、「デジタルコピー（複製物 A）を施設のサーバに置き、利用者が自身のコンピュータにダウンロードすることによって、複製できるようにする（複製物 B）」ことが含まれるのか。

質問 2：質問 1 が肯定的に回答される場合、貸与権指令その他の EU 法の規定は、貸与権指令 6 条に含まれる権利制限（公貸権）について、複製物 A が EU 域内で情報社会指令 4 条 2 項¹¹の意味での消尽したものでなければならないという条件を課すことを妨げるものか（要するに、公貸権の対象となる条件として、対象となる著作物が消尽しているという条件を課すことは禁じられているのか、ということ）。

質問 3：質問 2 が否定的に回答される場合、複製物 A の出所に関して、合理的な出所から入手されたなどの要件を求めているか。

質問 4：質問 2 が肯定的に回答される場合、情報社会指令 4 条 2 項の意味での消尽は、著作権で保護された著作物のデジタルコピーを無期限で使用するためにダウンロードすることで遠隔から利用可能にすることも意味するか。

以上の質問について、第 2 章以下で、法務官意見と判決内容を紹介する。

2. 法務官意見

先決判決に先立ち、2016 年 6 月 16 日に、CJEU の Szpunar 法務官は、VOB 事件に対する法務官意見を公表した¹²。法務官は、裁判官と同等の資格を有する者であり、CJEU の判決前に、判決に関する法的拘束力のない意見（勧告）を単独で行う¹³。

Szpunar は、法務官意見の導入部で、図書館とデジタル技術との関係について、「電子書籍の登場は、出版部門と読者の習慣の両方を大きく変えたが、これはほんの始まりに過ぎない。電子書籍が印刷された書籍に置き換わることはないかもしれないが、特定のカテゴリの書籍や特定の市場においては、電子書籍の販売量が印刷された書籍の販売量と同等かそれを上回り、一部の作品はデジタルフォーマットでのみ出版されている事実がある。同様に、一部の読者は、印刷された書籍を離れ、電子書籍端末に移行しており、その数はますます増えてきている。非常に若い読者は、印刷された書籍に慣れていないかもしれない」¹⁴と述べ、

¹¹ 情報社会指令（Directive 2001/29/EC）は、EU における著作権制度の調和を図ることを目的とした指令の一つである。情報社会指令 4 条 2 項では、著作者による最初の販売等により所有権が譲渡された場合を除いて、頒布権（日本法における譲渡権も含まれる）は消尽しないことが定められている。

¹² VOB (n 2), Opinion of AG Szpunar, ECLI:EU:C:2016:459.

¹³ 庄司・前掲注 8) 12 頁、312 頁図表 15-1。

¹⁴ Opinion of AG Szpunar (n 12) para 2.

「仮に図書館がこの傾向に適応することができなければ、周縁化される危険があり、何千年も行ってきた文化の普及という務めをもちや果たすことができないかもしれない」と指摘している¹⁵。そして、前述の先決問題について、詳細な法的分析を行っている。

質問1について、Szpunarは、EU法上の文言の比較分析や、情報社会指令の具体的な解釈等についても詳細に意見を述べているが、本稿では、Szpunarが導入部でも主張している図書館とデジタル技術の関係からの法的分析に焦点を当てて、Szpunarの意見をまとめる。

Szpunarは、貸与権指令や本先決問題に関連する指令の解釈にあたって、技術、市場、行動の発展を踏まえた解釈が不可欠であり、厳格すぎる解釈を採用することで過去の法律行為を固定化しないことが重要であって、特に著作権のような技術の進歩が立法プロセスよりも早く、立法が失敗することがある分野では、それが必要であるとする¹⁶。

そして、Szpunarは、電子書籍の貸出は、印刷された書籍の貸出と現代的に同等のものであり、電子書籍と伝統的な印刷された書籍との間、あるいはそれらの貸出の間には根本的な違いがあるという議論には同意しないと明言している。その理由として、電子書籍は、検索や遠隔で利用できる点などにおいて印刷書籍と比べて便利な面があるものの、それは二次的なものであり、利用者の主観的な嗜好に依存するものである（図書館に行くことが好きな人もいる）とする。しかし、決定的な理由は客観的な要素であり、図書館から印刷物あるいは電子書籍を借りるとき、利用者は、コピーを保管することはせずに書籍の内容を知りたいと思っており、そのような観点からは、電子書籍と伝統的な印刷された書籍との間、あるいはそれらの貸出の間には根本的な違いはないと主張する。以上から、貸出権指令の解釈として、電子書籍の貸出にも適用されるとする¹⁷。

また、出版社と図書館との間のライセンス契約に基づく電子書籍の貸出は、出版者や電子書籍プラットフォームには有益であるが、著作者は適切な報酬を受け取っていないという主張があることを挙げ、デジタル貸出が貸与権指令の対象となれば、著作者はライセンス契約とは関係なく、報酬を受け取ることができるため、市場原理によってのみ支配されている現状よりも著作者の利益が保護されるとする¹⁸。

最後に、太古の昔から図書館は許諾なく書籍を貸し出してきたことや、文化や科学的知識の保存やアクセスにおける書籍の重要性が純粋な経済的な性質よりも常に優先されてきたこと（書籍は通常の経済活動の商品ではないこと）を挙げる。図書館は、デジタル時代でも文化の保存と普及の務めを果たさなければならないところ、出版社が要求する貸出権付の高価な電子書籍を買えない図書館があること（予算が少ない図書館がある地域こそ、図書館

¹⁵ Opinion of AG Szpunar (n 12) para 3.

¹⁶ Opinion of AG Szpunar (n 12) paras 27-28.

¹⁷ Opinion of AG Szpunar (n 12) paras 30-32.

¹⁸ Opinion of AG Szpunar (n 12) paras 33-36.

の役割が重要である)、出版社等が図書館との電子書籍ライセンスの締結に消極的であることから、市場原理に支配された環境では、独占的貸出権の適用除外がなければ、図書館はその務めを果たすことが難しいとする¹⁹。

以上から、Szpunar は、貸与権指令における「貸出」の解釈に際しては、指令を採択した際の立法者が前提としていたであろうことに拘束されるのではなく、技術や市場の発展に合わせて解釈することが必要と考えている、とする²⁰。

Szpunar は、EU 法上の文言の比較や先決問題の質問 1 における各コピーの複製行為についての情報社会指令の解釈等も詳細に分析しているが、結論としては、貸与権指令における「貸出」にはデジタル貸出も含むとの見解を示している。そして、質問 1 において示された具体的な貸出方法に関して、WIPO 著作権条約 10 条の「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」といういわゆるスリーステップテストに当てはめて、次のように意見を述べている。

まず、「特別な場合」の条件について、デジタル貸出が適用される公貸権は、貸出という限られた期間の利用にしか及ばないこと、また、公衆が利用可能な非営利の図書館により行われること、さらに、公貸は、文化への普遍的アクセスという公益を追求するものであることから、特別な場合である旨述べる²¹。

次に、「著作物の通常の利用を妨げず」の条件について、デジタル貸出に関する否定的な議論、劣化しないことや複製が容易であるためにリスクがあるため、通常の利用と矛盾するなどといった主張は、電子書籍の貸出と購入を区別するデジタル貸出の特徴を考慮に入れていないとする。デジタル貸出の場合は、貸出期間が限られているため、利用者はデジタルコピーを保管することがなく、また、図書館が貸し出す部数は制限されているため、利用者がいつでも借りることができるわけではない。さらに、複数の研究では、印刷書籍や電子書籍の貸出は、書籍の売上を増やす可能性を示している。また、電子書籍の販売者がデジタル貸出のビジネスモデルを開発した事実だけでは、公益目的を追求する電子書籍への公貸を妨げることはできない。仮に妨げることを認めると、あらゆる貸出が商業的な貸出に置き換えられてしまい、公貸権が無意味になってしまうからである。一方で、出版社等がデジタル貸出ライセンスのモデルを開発している事実は、デジタル貸出自体は著作権を阻害しないことを示しているとし、デジタル貸出のリスクは、現在普遍的に用いられている技術的保護手段を講じることで、そのリスクを大幅に制限することが可能であると指摘する。そして、VOB 事件で争点となっている「1 部 1 ユーザ」モデルや技術的保護手段の義務的な使用などの解決策によって、「著作物の通常の利用を妨げず」の要件を満たし、デジタル貸出を公

¹⁹ Opinion of AG Szpunar (n 12) paras 37-39.

²⁰ Opinion of AG Szpunar (n 12) para 40.

²¹ Opinion of AG Szpunar (n 12) para 67.

貸権の対象とすることが可能である旨述べる²²。

最後に、「著作者の正当な利益を不当に害しない」の条件について、ここでいう利益は主に経済的利益を指しており、市場原理によってのみ支配される環境では、出版社に対する交渉力にかかっているところ、すべての著作者が十分な交渉力を有するものではないことを挙げ、一方で公貸権では、出版社との交渉とは無関係に著作者に報酬を与えるため、デジタル貸出は著作者にとってより有利な可能性もあるとする²³。

Szpunar は、以上のような解釈によって、科学と文化へのアクセスという公共利益となるだけでなく、著作者の利益にもなり、著作権法を情報社会の現実に適合させるという立法目的も果たすことができるとして、貸与権指令における貸出には、デジタル貸出が含まれると解釈されるべきであるとした²⁴。

3. VOB 事件 CJEU 判決

2016 年 11 月 10 日、CJEU は、貸与権指令における「貸出」の概念には、書籍のデジタルコピーの貸出も含まれる旨判示した。質問 1 の検討が重要であるため、本稿では質問 1 を詳しく取り上げ、質問 2 以降についてはごく簡単に取り上げることとする。

3.1. 質問 1（「貸出」にはデジタルコピーの貸出が含まれるか）への回答

質問 1 について、貸与権指令 1 条 1 項（調和の対象）における「著作物の複製物」にデジタルコピーが含まれるかは明記されておらず、さらに、2 条 1 項 (b) から、デジタルコピーが含まれなければならないとは言えないとして、そのような状況では、貸出権指令の範囲からデジタルコピーを除外することを正当化する根拠があるかを検討することが適切であるとする。そして、CJEU は、貸与権指令で用いられる概念と WIPO 著作権条約で用いられる概念との比較検討から、「貸与」については有体物に固定されたコピーのみを対象

²² Opinion of AG Szpunar (n 12) paras 68-73.

²³ Opinion of AG Szpunar (n 12) para 74.

²⁴ Opinion of AG Szpunar (n 12) paras 79-80.

とすると解する必要があるものの²⁵、「貸出」については、概念の比較検討²⁶や立法経緯から、デジタルコピーで行われるものも含むという解釈は排除されないと結論付けている²⁷。

また、そのような結論は、「著作権及び関連する権利の保護は、新利用形態などの新たな経済発展に対応しなければならない」（前文 4）という記載に代表される貸与権指令の目的によっても裏付けられており、「デジタルで行われる貸出は、疑いの余地なく、新たな活用の形式の一部を構成しており、それゆえに、著作権を新たな経済発展に適応させることが必要である」と判示している²⁸。

さらに、デジタル貸出を貸与権指令の範囲から完全に除外すると、情報社会指令が強調するように、著作権の調和には、その基礎として「高いレベルの保護」が必要であるという一般原則に反するため、貸与権指令を考慮する際にも、そのような一般原則を考慮する必要があるとする²⁹。

そして、貸与権指令における貸出は、必ずしもデジタルコピーによる貸出を排除しないという結論の下で、先決問題で示された条件でのデジタルコピーの公貸が、公貸権の範囲内であるかについて、電子書籍の公貸の重要性や、公貸権の有効性と文化振興への貢献の双方を保護するために、公衆が利用できる図書館によって行われる運用が、印刷物の貸出と本質的に同様の性質を有する場合には、公貸権を適用することは除外することができない。本件で

²⁵ 貸与権指令は、国際条約と矛盾しないようにすべきとしており（前文 7）、そこには WIPO 著作権条約も含まれるため、貸与権指令における「対象」（object）と「複製物」（copies）の概念を、WIPO 著作権条約と照らし合わせて解釈する必要がある。WIPO 著作権条約に附属する合意声明を参照すると、WIPO 著作権条約における「原本」（original）および「複製物」（copies）の概念は、有体物として流通させることができる固定されたコピーを指すものとされていることから、貸与権の対象からデジタルコピーは除外される。したがって、貸与権指令 2 条 1 項（a）における「貸与」（rental）においては、「複製物」を有体物に固定されたコピーのみを指すと解する必要がある、とする（VOB (n 2) paras 27-35.）

²⁶ 特定の言語版の指令のタイトルや前文では、貸与及び貸出の単数形の権利（right）ではなく、複数形の「権利」（rights）として、貸与権と貸出権とを別々の権利として言及していること、指令 2 条 1 項で貸与と貸出をそれぞれ（a）号と（b）号に分けている通り、EU の立法府が別々の概念として定義しようとしたことから、EU の立法府が公貸権を含む貸出制度についても、「対象」と「複製物」の概念に「貸与」の場合と同じ意味を与えることを意図していたとは必ずしも言えず、「貸出」にデジタルコピーで行われるものも含むという解釈を排除しないとする（VOB (n 2) paras 36-39.）

²⁷ VOB (n 2) paras 27-44.

²⁸ VOB (n 2) para 45.

²⁹ VOB (n 2) paras 46-48.

問題となっている対象は、書籍のデジタルコピーの貸出であり、貸出期間中にダウンロードできるコピーは1部のみであり、貸出期間が過ぎるとそのコピーを利用者は使用できなくなる。そのような運用は、同時ダウンロード数を1部に制限することで、印刷物を有することによる図書館の貸出能力を超えないことを意味し、また、貸出の期間が限定されているのであるから、印刷物の貸出と本質的に同様の性質を有するとみなさなければならないとする³⁰。

以上から、質問1に対する回答として、貸与権指令における「貸出」の概念には、指令6条等の規定の範囲内で、先決問題で示された運用により行われるという前提の下、書籍のデジタルコピーの貸出も対象とすると解釈しなければならない、と判示した³¹。

3.2. 質問2～4への回答

質問2については、頒布権は消尽するが、貸出権は消尽するものではなく、貸与権指令が著作者の利益と文化振興とのバランスをとることを意図していることから、著作者は貸出に対する報酬を受け取らなければならないとする。また、貸与権指令における公貸権の規定は、著作者の最小限の保護のみを定めたものであると解釈されることから、追加の要件を課すことは妨げられないとする。そして、質問2に対する回答として、公共図書館が入手可能な書籍のデジタルコピーは消尽したものでなければならない、という条件を課して公貸権制度の運用を行うことを妨げるものではないと解釈しなければならない、と判示した³²。

質問3については、コピーの出所が合法でなければならないという明示的な規定はないが、貸与権指令の目的の一つは海賊行為と戦うことであり、違法なコピーを用いることは海賊行為を容認・助長するものであることから、その目的に反するとする。また、情報社会指令では、私的複製の場合であっても、違法な情報源からの複製は認めていないことが挙げられている。そして、質問3に対する回答として、公貸の例外の運用において、複製物が違法な情報源から入手された場合には、そのデジタルコピーの公共図書館によるデジタル貸出に公貸の例外は適用されないと解釈しなければならない、と判示した³³。

質問4については、質問2への回答が否定的だったために、検討されなかった³⁴。

4. おわりに

ボーンマス大学知的財産政策・マネジメントセンター (CIPPM) の Benjamin White は、

³⁰ *VOB* (n 2) paras 49-53.

³¹ *VOB* (n 2) paras 54.

³² *VOB* (n 2) paras 55-65.

³³ *VOB* (n 2) paras 66-72.

³⁴ *VOB* (n 2) para 73.

VOB 事件 CJEU 判決の結果残された疑問として、次の 3 つを指摘している。①「出版社のプラットフォーム上での技術的な保護措置によって守られている電子書籍貸出を図書館はいかに行うのか」、②「この貸出に関する CJEU の判決と、ほとんど常に貸出を認めていない消費者向けライセンスとの関係はどうなるのか」、③「『1 部 1 ユーザー』の原則でサーバーから提供できるようにするために図書館が書籍をデジタル化できるのかどうか」。以上のような疑問が残るものの、White は、本判決を「図書館と利用者にとってこれは画期的な決定」であるとして、この判決を活用することで、CDL のように図書館が電子化した書籍を「1 部 1 ユーザ」の原則で貸出すること等の新たなサービスの機会をもたらしうると評価する³⁵。

日本の権利制限規定は、近年は補償金付きの権利制限規定も導入されてきているものの、報酬支払義務なしで完全に自由に利用できるか、完全に排他的権利の対象となり利用ができないという、二者択一のオール・オア・ナッシング型の権利制限規定を採用していると指摘されている³⁶。本判決は、図書館による貸出に対して著作者が報酬を受けることができる公貸権制度が前提となっており、日本では公貸権制度は導入されていないことから、本判決を日本の著作権法にそのまま当てはめることはできないものの、今後日本でもデジタル貸出の具体的な制度を検討するうえで、重要な示唆を与えるものになると考えられる。

³⁵ ホワイト・前掲注 4) 22 頁。ただし、そのようなサービスは、欧州において実際には実現されておらず、「CJEU による画期的な判決があるにもかかわらず、判決は欧州の公共図書館の運営者たちから無視され続けてきたように見える」(同 26 頁)と指摘している。

³⁶ 上野達弘「国際社会における日本の著作権法：クリエイタ指向アプローチの可能性」コピーライト 52 巻 613 号 18 頁以下 (2012 年)。